



## 《社労士が取り組むマイナンバー対応》 全国社会保険労務士会連合会会長が表明

全国社会保険労務士会連合会会長大西健造は、10月1日より国民の皆様一人一人に個人番号カードが順次通知され、まもなく運用が開始されることを踏まえ、「[社労士が取り組むマイナンバー対応](#)」について、国民の皆様、事業主の皆様へ向けて、表明しました。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、社会保障、税、災害対策の分野における行政手続において、運用されます。

マイナンバーの運用にあたっては、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のため、厳格な安全管理措置が求められています。

社労士は、社会保障分野の専門家として事業主との委託契約に基づくマイナンバーの取扱いについて、法令を遵守し、適切な安全管理措置を講じるとともに、事業主に対しても適切なマイナンバーへの対応をサポートしていきます。

### 本件に関するお問合せ先

全国社会保険労務士会連合会(事業課)  
ホームページ: [www.shakaihokenroumushi.jp](http://www.shakaihokenroumushi.jp)  
e-mail: [jigyouka@shakaihokenroumushi.jp](mailto:jigyouka@shakaihokenroumushi.jp)  
TEL 03-6225-4870

## 国民の皆様へ

### 社労士は、マイナンバーに対応しています！

1. 社労士は、法令を遵守し、マイナンバーを適正に取り扱います。
2. 社労士は、マイナンバー制度への対応として、国の基準に則った安全管理措置を行います。

※全国社会保険労務士会連合会では、各社労士事務所が特定個人情報保護評価に基づいた安全管理措置を講じるための支援を行うこととしております。

特定個人情報保護評価とは、国の行政機関等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

社労士事務所では、この国の基準に則り宣言を行い、その確認として第三者機関による社労士事務所の現地調査を行う社労士独自の認証制度を開始（平成28年1月頃）します。

3. 社労士は、常に最新情報を把握し、日々研鑽に努めています。

## 事業主の皆様へ

### 社労士は、マイナンバー対応をサポートします！

1. 社労士は、マイナンバー対応として、基本方針、取扱規程及び就業規則等の整備をサポートします。
2. 社労士は、マイナンバー法が求める安全管理措置を講ずるためのサポートをします。
3. 社労士は、事業主の依頼を受け、安全にマイナンバーの保管等を行います。

安心して社労士にお任せください！！



平成27年10月1日  
全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造